

安全管理規程

- 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分踏まえつつ社員にたいして輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し、安全対策を見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- 昨年度に引き続き、令和7年度も運輸安全マネジメント実施計画及び推進計画の作成と実施を行います。

株式会社つばさは、法令を遵守し安全の確保を最優先事項と認識して、会社を挙げて安全確保に取り組めます。

「法令の遵守」と「安全の確保」に努めて、社会的責任の重大さを認識し、全社員に徹底します。

安全に関する情報を共有し、全社員に徹底します。

「安全第一！」確認不足による、全ての事故をゼロにしよう。

- ①交通法令を遵守し、交通事故を起こさない安心、安全な運送会社を目指します。
- ②点呼実施時に情報を伝達し、飲酒運転の撲滅、危険ドラッグ服用の撲滅、居眠り運転の防止、過労運転の防止、速度超過の撲滅、連続運転の防止、ヒヤリハットの収集・活用強化で安全意識の共有化を図ります。高速道路における事故防止を徹底します。
- ③車両の日常点検及び定期点検を確実に実施し、安全確保の徹底に努めます。※スペアタイヤの点検を常習化します。
- ④連絡体制を整備して、報告、連絡、相談を確実に実施します。
- ⑤各作業マニュアルを作成し、マニュアルに沿って作業します。
- ⑥内部監査を定期的実施します。（年2回・9月、3月）
- ⑦運転中の携帯電話・スマートフォン等の使用を禁止します。
- ⑧確認作業を徹底し、追突・後退事故及び交差点における事故防止の徹底に努めます。

- ①無事故、無違反、安全輸送の完遂を目指します。
- ②道路交通法の遵守及び、交通マナーの確立を目指します。
- ③事故防止、作業の安全確保の為、「指差し呼称」の実施を徹底します。
- ④熱中症対策を徹底して行い、労災事故をゼロにします。（6~10月）
- ⑤健康診断受診率100%を実施します。
- ⑥ストレスチェックを継続実施します。

「営業所毎に、従業員との輸送・作業についての安全に関する意見交換会の開催と情報を全社で共有し、安全上の問題や反省があれば貴重な意見として改善すべきか、検討する」

重大事故との絶縁 0件 （2024年度0件）※国土交通省 大臣報告

事故

人身事故の根絶 0件 （2024年度0件 2023年度0件）

労災事故の根絶 0件 （2024年度0件 2023年度0件）

物損事故の根絶 0件 (2024年度2件 2023年度3件)

交通安全運動等行事への参加・・・春、秋の交通安全運動に参加、他業界の主催する行事への積極的な参加。

事故、災害等に関する速やかな報告。

運送の安全に関する計画・・・営業所毎に従業員との輸送・作業について安全に関する意見交換会を開催し、全社で意見を共有する。

①通信型ドラレコ付デジタルタコグラフの継続導入、活用及び指導実施。

※エコドライブの推進・・・カーボンニュートラル、SDGs に貢献します。

②AT車、車間距離警報装置・ASV装着車の継続導入。(ドライバーの負担軽減。)

③自動点呼システムの導入、運用の準備・・・業務の生産性向上を図ります。

④教育研修・安全関係セミナーへの積極参加及び推進。(トラ協、ナスバ

等主催)

⑤無事故無災害表彰の実施。

「自動車運転者の労働時間の改善基準告示」の厳守。※継続

計画を確実に実施し、各目標の達成に努めるとともに、実施記録を残す。

半年ごとの開催の安全マネジメント会議において、各計画の目標達成状況を各営業所より報告する。

年に2度の内部監査を確実に行う。(実施月9月3月)

社長と委員は、報告内容に対して、計画通り進んでいるか評価を行い、問題点を洗い出し改善を求める。

社長は3月開催の安全マネジメントにおいて、各営業所より実施状況を報告させ、問題点があれば速やかに改善し、次年度の安全衛生マネジメント実施計画に反映させ計画を作成する。

1. 安全（制限）速度は必ず守る
2. カーブ手前ではスピードを落とす
3. 交差点では必ず安全を確かめる
4. 一時停止場所では、横断歩行者の安全を守る
5. 飲酒運転は絶対にしない